

# 介護老人保健施設 ゆたかの 介護予防 短期入所療養介護利用契約書

## (目的)

第1条 介護老人保健施設ゆたかの（以下「当施設」という）は、平成18年4月1日以降、要支援1もしくは要支援2と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ状態に即した自立した日常生活を営むことが出来るように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護サービスを提供し、一方、利用者及び家族代表者は、当施設に対して、そのサービスに対する料金を支払うことについて取決めることを、本契約の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本契約は、利用者が「介護老人保健施設ゆたかの介護予防短期入所療養介護同意書」を当施設に提出した時から効力を有します。但し、家族代表者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2. 利用者は前項に定める事項の他、本契約、別紙1「入所のご案内」、別紙4「介護予防短期入所療養介護のご案内」の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。

## (利用者からの解除)

第3条 利用者及び家族代表者は、当施設に対して退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく利用を解除・終了することが出来ます。なお、この場合利用者及び家族代表者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

## (当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び家族代表者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく利用を解除・終了することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を越えると判断された場合。
- ④ 利用者及び家族代表者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

#### (利用料金)

第5条 利用者及び家族代表者は連帯して、当施設に対し本契約に基づくサービスの対価として、別紙4「介護予防短期入所療養介護のご案内」の利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更する事があります。

2. 当施設は、利用者及び家族代表者が指定する送付先に前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日迄に発行します。利用者及び家族代表者は連帯して、当該合計額をその月の口座振替及び現金にて支払うものとします。
3. 当施設は、利用者又は家族代表者から、第1項に定める利用料金の支払いを受けた時は領収書を発行します。

#### (記録)

第6条 当施設は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じるものとします。
3. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護（管理）規程」及び「診療情報提供規程」を適用します。

#### (身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持)

第8条 当施設と職員は、業務上知り得た利用者、家族代表者又はその他家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は利用者及び家族代表者から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスのための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

なお、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

#### (個人情報保護)

第9条 事業者並びに従業員は、第8条（秘密の保持）の規程を順守し、さらに利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報保護に関する法令等を順守し、個人情報の保護に努めるものとします。

2. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護（管理）規程」を適用します。

#### (緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 施設は、利用者に対し、当施設におけるサービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3. 前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び家族代表者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (要望又は苦情等の申し出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情について、苦情受付担当者（支援相談員）に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、法人の相談窓口や行政等の苦情受付機関へも申し出ることができます。

2. 運用にあたっては、別途定める「苦情対応規程」を適用します。

#### (賠償責任)

第12条 サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

#### (家族代表者の責任)

第13条 家族代表者は、利用者の他の家族の意見を取りまとめるものとし、他の家族が利用者又は家族代表者の意向と異なる行動を取る場合には、家族代表者が一切の責任を負うものとする。

#### (利用契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の居住地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

2006年 4月 1日施行

2014年 4月 1日改定

2021年 4月 1日改定

2024年 4月1日改定